

七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

七尾市

平成22年 1月作成
平成25年12月修正
平成27年12月修正
平成29年 5月修正
平成30年 5月修正
令和 元年 6月修正
令和 3年 8月修正

目 次

	頁
1. はじめに -----	1
2. 市の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則 -----	3
(1) 市の責任 -----	3
(2) 居住者等の避難行動の原則 -----	3
(3) 施設管理者等の避難行動の原則 -----	4
(4) 避難情報等と居住者等がとるべき避難行動 -----	6
(5) 居住者等の避難行動に関する基本対応 -----	7
ア. 洪水等 -----	7
イ. 土砂災害 -----	8
ウ. 高潮 -----	8
エ. 津波 -----	9
3. 避難行動（安全確保行動）の考え方 -----	10
(1) 避難の目的 -----	10
(2) 避難行動に関する規定の変換 -----	10
(3) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保） -----	11
4. 避難情報の発令の判断基準の基本的な考え方 -----	13
(1) 「避難情報を発令する対象災害の確認」の基本的な考え方 -----	13
(2) 「避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）」の基本的な考え方 -----	13
(3) 「避難情報の発令基準の設定」の基本的な考え方 -----	14
5. リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等 -----	15
(1) リアルタイムで入手できる防災気象情報 -----	15
ア. 気象情報、気象注意報・警報・特別警報 -----	15
イ. 雨量に関する情報 -----	16
ウ. 水位に関する情報 -----	16
エ. 洪水等・高潮に関する情報 -----	16
オ. 土砂災害に関する情報 -----	17
カ. 潮位に関する情報 -----	17
キ. 津波に関する警報・情報等 -----	17
(2) 防災気象情報の入手等 -----	17
6. 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言 -----	18
(1) 助言を求めることができる対象機関 -----	18

7. 避難情報の判断基準 -----	19
(1) 洪水等（洪水、内水氾濫） -----	19
ア. 水位周知河川 -----	19
イ. その他河川（水位観測河川） -----	19
ウ. その他河川 -----	19
エ. 具体的な基準 -----	19
オ. 避難対象区域 -----	23
(2) 土砂災害 -----	25
ア. 対象とする災害及び警戒すべき区域 -----	25
イ. 具体的な基準 -----	26
ウ. 避難対象区域 -----	27
(3) 高潮災害 -----	50
ア. 警戒すべき区域 -----	50
イ. 具体的な基準 -----	51
ウ. 避難対象地域 -----	53
(4) 津波災害 -----	54
ア. 避難すべき区域 -----	54
イ. 具体的な基準 -----	54
8. 避難情報の情報伝達 -----	61
(1) 住民の防災知識等の普及啓発 -----	61
(2) 避難情報の伝達方法 -----	61
9・避難情報の伝達文（例） -----	63
(1) 洪水等 -----	64
(2) 土砂災害 -----	65
(3) 高潮 -----	66
(4) 津波 -----	67
(5) 共通 -----	68